

三次市教育委員会議案第 39 号

三次市民ホール館長代理の任命について

三次市民ホールの組織に関する規則（平成 26 年三次市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 2 項の規定により，次の者を三次市民ホール館長代理に任命することについて，議決を求める。

令和 2 年 3 月 26 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由